

令和7年度 第1回船橋市子ども・子育て会議 会議録

開催日時

令和7年8月19日（火） 10時00分～11時25分

開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

出席者

（委員）

上村委員（会長）、佐藤委員（副会長）、生田委員、大石委員、尾木委員、小出委員、佐久間委員、鈴木（五）委員、鈴木（ひ）委員、田中委員、鶴崎委員、中原委員、古川委員、保坂委員、松崎委員、山岸委員、山中委員

（市職員）

川端健康福祉局長、鈴木こども家庭部長、小澤地域子育て部長
狩野こども政策課長、吉澤こども家庭支援課長、大山子育て給付課長、横山児童相談所開設準備課長、渡邊保育入園課長、三輪保育運営課長、大塚地域子育て支援課長、岸療育支援課長、高山地域保健課長、醍醐教育総務課長、由良青少年課長、その他関係各課職員

（事務局）

こども政策課 渡邊こども政策課長補佐、杉原主査（総務企画係長）
住田主事、成松主事

次第

1. 開会
2. 議題等
 - （1）会長の選任について
 - （2）第2期及び第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画等の実績について
 - （3）（仮称）船橋市こども計画の策定について
 - （4）要保護児童等を発見した際の通告等対応について
3. 閉会

公開区分

公開

傍聴者の定員・傍聴者数

定員10人 傍聴者3名

議事

1. 開会

○事務局（こども政策課長補佐）

定刻となりましたので、これより令和7年度第1回船橋市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、こども政策課 課長補佐の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。はじめに、本日の会議の進行などについてお伝えいたします。

会場のマイクの使用方法ですが、トークボタンを押しますと赤いランプがつかますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。終わりましたら、再度トークボタンを押していただくようお願いいたします。

オンライン参加の皆様につきましては、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、ご発言される際を除き、マイク機能はオフにしておいていただきますようお願いいたします。

ご発言を希望される際は、カメラに向かって挙手していただくか、ビデオ会議ソフトの挙手機能でお知らせください。指名を受けましたら、挙手機能を使っていれば手のひらマークをクリックして手を下げて、マイク機能をオンにして、ご発言をお願いいたします。終わりましたら、マイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。

本日の審議は2時間程度を予定しております。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今年度第1回目の会議になりますので、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

（委員紹介）

続きまして、市側の職員を紹介させていただきます。

（職員紹介）

それでは本日の資料を確認させていただきます。お手元の資料をご確認ください。

（配布資料の確認）

本日の会議の進行などについてのご案内は、以上となります。

それでは、議事に入りますが、船橋市子ども・子育て会議条例第8条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めることとされておりますが、前会長の横山洋子委員が今年の3月で退任されましたため、現在会長が決まっておりません。

そのため、会長が決まるまでの間、健康福祉局長が仮議長として会議を進行すること

とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局（こども政策課長補佐）

それでは、川端健康福祉局長、よろしくお願いいたします。

○仮議長（健康福祉局長）

仮の議長を務めさせていただきます、健康福祉局長の川端でございます。

よろしくお願いいたします。

本日の会議は、20名の委員の方々のうち、16名（会議途中から出席委員1名あり、終了時は17名）の方にご出席をいただいておりますことから、船橋市子ども・子育て会議条例第8条第2項に規定されております、過半数の「定足数」に達しておりますことをご報告いたします。

また、「会議の公開・傍聴」についてでございますが、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は「公開」としております。傍聴者の定員につきましては、10名までとして、市のホームページに掲載させていただいております。

本日、3名の傍聴者の方がいらっしゃいます。

それでは、ここで、傍聴者の方に入場していただきます。

傍聴者の皆様は、受付の際にお渡しした「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

2. 議題等

（1）会長の選任について

○仮議長（健康福祉局長）

それでは、1つ目の議題ですが、「会長の選任について」でございます。

船橋市子ども・子育て会議の会長につきましては、船橋市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定により、委員の互選により定めることとされております。

どなたか、会長のご推薦はございますか。

○小出委員

はい。

○仮議長（健康福祉局長）

では、よろしくお願いいたします。

○小出委員

会長につきましては上村委員にお願いしたいと思います。

上村委員につきましては、こども家庭福祉の分野を専門としてご研究されており、教

育・保育や社会的養護など幅広い知見を有しておられます。

また、他市の子ども・子育て会議でも会長のご経験があり、ご自身の知見を発揮し会議の運営をされてこられている実績もございますので、会長として適任だと思います。

○仮議長（健康福祉局長）

ありがとうございます。

ただいま、小出委員より会長に上村委員のご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○仮議長（健康福祉局長）

それでは、上村委員に会長をお願いしたいと思います。

上村会長につきましては、会長席への移動をお願いします。

上村会長、早速で恐縮でございますが、一言ご挨拶をいただければと思います。

○上村会長

上村と申します。改めまして、よろしくお願いいたします。

私自身も船橋市民であるとともに、併せて子育てをしている真っ最中であります。ですので、今回は学識経験者という立場でこの会議には参加をさせていただきたいと思っておりますけれども、親としての立場も踏まえながら会議を進めさせていただきたいと思っております。

至らない点が多々あるかと思いますが、皆様方のお力添えで頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○仮議長（健康福祉局長）

ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、上村会長にお願いをさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

（２）第２期及び第３期船橋市子ども・子育て支援事業計画等の実績について

○上村会長

それでは、議事に移りたいと思います。

議題の２点目です。「第２期及び第３期船橋市子ども・子育て支援事業計画等の実績について」です。

こども政策課よりご説明をよろしくお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課です。

それでは、議題２「第２期及び第３期船橋市子ども・子育て支援事業計画等の実績に

ついて」ご説明させていただきます。

資料は、資料 1－1、1－2、A 3 横の参考資料①、②になります。

資料 1－1 では、第 2 期計画の最終年度である令和 6 年度の進捗状況について、ご報告します。また、教育・保育と、放課後児童健全育成事業については、毎年度 4 月 1 日時点の数字で報告しておりますので、第 3 期計画等の範囲ではありますが、資料 1－2 にて報告いたします。

それでは、資料 1－1 の 1 ページ目をご覧ください。

ここでは、第 2 期計画の概要を記載しており、こちらは主に、第 2 期計画の「概要版」から抜粋しております。

まず、上段の「計画で進めていく取り組み」をご覧ください。

第 2 期計画は、『子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし』をめざして」を基本理念とし、基本理念に沿った施策を推進するため、1 ページに記載している 3 つの「基本方針」の視点から 1 2 の「基本施策」を推進することとしています。

そして、各々の基本施策の中心的、代表的な「主な取組」について、参考指標を設定し、進捗状況を確認していくこととしておりますが、国の制度等にのっとり進めていく事業や、数値化して参考とすることが難しい取組もあるため、「主な取組」や「参考指標」のない基本施策もあります。

続いて、下段の「子ども・子育て環境の整備」をご覧ください。

子ども・子育て支援法や同法に基づく基本指針では、需要量の見込みである「量の見込み」と、「量の見込み」に対応する今後の提供体制の確保の内容と実施時期の見込みである「確保方策」を設定するよう求められている事業があります。

1 つ目が、乳幼児期の教育・保育を提供する「教育・保育」事業で、2 つ目が、すべての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う「地域子ども・子育て支援事業」です。

2 ページ以降に、上記の「主な取組」「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」の令和 6 年度実績などを記載しています。

資料の 2 ページから 1 4 ページには、基本施策の「主な取組」について、計画書への記載内容やこれまでの実績、令和 6 年度の実施状況を記載しています。

令和 6 年度の実績の傾向としては、例えば 3 ページをご覧ください。

基本施策 2「子どもの居場所づくり」中段の表の主な取組「●放課後の居場所づくり」の指標「放課後子供教室（船っ子教室）の延べ利用者数」や、次のページ、4 ページ目の主な取組「●子どもの遊び場や活動の場づくり」の指標「児童ホームの来館者数」などで実績が増加しています。

1 5 ページから 2 4 ページまでに掲載している教育・保育の実績については、令和 6 年 4 月 1 日の実績であり、既に昨年度の会議で報告済みであります。参考として再掲しております。説明については割愛させていただきます。

続きまして、2 5 ページをご覧ください。

ここから 4 3 ページにかけては、すべての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う「地域子ども・子育て支援事業」について、計画

書への記載内容やこれまでの実績、令和6年度の実施状況を記載しています。

令和6年度の実績傾向としまして、出生数の減少に伴い、31ページの「(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」では件数が低下しています。

一方で、42ページの「(10) ファミリー・サポート・センター事業」など、実績を伸ばした事業もございました。

第2期計画のこれらの事業の実績については、実情により増減がございますが、概ねニーズに対応した提供ができたものと考えております。

資料1-1の説明は以上です。

続きまして、資料1-2「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画令和7年度進捗管理シート（抜粋）」をご覧ください。

第3期計画等については、来年度以降の子ども・子育て会議にて、進捗をご報告いたしますが、幼稚園や保育所、認定こども園により就学前の児童に教育・保育を提供する「教育・保育事業」、地域子ども・子育て支援事業の1つである「放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）」については、令和7年4月1日現在の数値が確定しておりますので、第3期計画等の令和7年度実績としてご報告するものです。

1ページをご覧ください。

共働き家庭等で保育を必要とする「3号認定子ども」の0歳の児童の需要と、それに対応する保育の受け入れ枠の確保状況を記載しています。

上段の「■計画値■」「市全体」の表の令和7年度の「推計児童数」が「4,026人」、利用率が「19.5%」であるのに対し、その下「■実績値■」の表の令和7年度の「児童数」は「3,881人」、「利用率」は「21.3%」となっており、推計児童数よりも児童数は減少しておりますが、推計した利用率を上回る実績となっております。

計画値における量の見込みを見てみますと、令和7年度では「785人」となっておりますが、需要実績は「826人」となっています。

確保数は、計画値では令和7年度で「1,319人」となっておりますが、確保実績は「1,285人」となっています。

また、需要実績に対しての確保実績は、プラス459人となっております。

続いて、4ページをご覧ください。

共働き家庭等で保育を必要とする「3号認定子ども」の1歳を見てみますと、上段の「■計画値■」「市全体」の表の令和7年度の「推計児童数」が「4,069人」、「利用率」が「59.9%」であるのに対し、その下「■実績値■」の表の令和7年度の「児童数」は「4,204人」、「利用率」は「62.8%」となっており、推計した見込みよりも、児童数、利用率共に見込みを上回る実績となっております。

計画値における量の見込みを見てみますと、令和7年度では「2,437人」となっておりますが、需要実績は「2,640人」となっています。

確保数は、計画値では令和7年度で「2,447人」となっておりますが、確保実績は

「2,392人」となっています。

また、需要実績に対しての確保実績は、マイナス248人となっており、市全体として供給が足りないという実績になりました。

続いて、7ページをご覧ください。

「3号認定子ども」の2歳を見てみますと、上段の「■計画値■」「市全体」の表の令和7年度の「推計児童数」が「4,160人」、「利用率」が「64.9%」であるのに対し、その下「■実績値■」の表の令和7年度の「児童数」は「4,198人」、「利用率」は「66.0%」となっており、3号の1歳児同様、児童数、利用率ともに推計した見込みを上回る実績となっております。

計画値における量の見込みを見てみますと、令和7年度では「2,699人」となっておりますが、需要実績は「2,770人」でした。

確保数では、計画値で令和7年度「2,798人」となっておりますが、確保実績は「2,776人」となっています。

また、需要実績に対して確保実績はプラス6人となっておりますが、地区ごとに見ますと8ページの2段目、西部地域でマイナス61人、9ページの2段目、東部地域ではマイナス30人、1番下の段、北部地域ではマイナス35人と、保育ニーズに対応できていない地区もございます。

続いて、10ページ目をご覧ください。

共働き家庭等で保育を必要とする3～5歳の児童「2号認定子ども」を見てみますと、上段の「■計画値■」「市全体」の表の令和7年度の「推計児童数」が「13,776人」、「利用率」が「53.7%」であるのに対し、その下「■実績値■」の表の令和7年度の「児童数」は「13,786人」、「利用率」は「53.9%」となっており、概ね推計どおりの「児童数」、「利用率」となりました。

計画値における量の見込みを見てみますと、令和7年度では「7,397人」となっておりますが、需要実績は「7,432人」となっています。

確保数は、計画値では令和7年度で「8,083人」となっておりますが、確保実績は「7,961人」となっています。

また、需要実績に対しての確保実績は、プラス529人となっています。

全体の傾向といたしましては、2号認定子どもの保育需要については昨年度と比較すると横ばいとなり、保育ニーズには対応できていますが、3号認定子どもの保育需要は増加を続けており、特に1～2歳では供給が不足している状況です。

令和7年4月1日の保育所等待機児童の状況等と合わせた詳細は、参考資料①、②にて、後ほどご報告いたします。

続いて、14ページをご覧ください。

放課後児童健全育成事業の説明をさせていただきます。この事業は、就労等で保護者が昼間いらしやらない児童が放課後を過ごす、いわゆる学童保育でして、本市では放課後ルームと呼んでいます。

表の上段左側、「■計画値■」の市全体のところをご覧ください。

令和7年度の量の見込みの各学年の合計で、「6,178人」と見込んでおりました。これに対し、次ページ、15ページの「■実績値■」を見ますと、「6,340人」の需要実績がございました。

ページが行き来して申し訳ございませんが、再度、14ページをご覧ください。

量の見込みに対する確保方策については、「■計画値■」で「6,091人」と計画していたものが、次ページの確保実績としては「5,951人」と、計画を下回る整備状況となっております。

施設の増設等によって令和6年度より受け入れ枠を107人分拡大しましたが、整備が追いつかずに待機が発生している学校があり、確保数が不足している状況となっております。

資料1－2の説明は以上です。

続きまして、参考資料①、②のご説明をいたします。A3横の参考資料①、②をご覧ください。

参考資料①、②は、各年4月1日の教育・保育の状況をお伝えする際の参考として、就学前児童数や施設数、定員数、待機児童数等の状況を地図や表、グラフに整理したものです。

子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に進め、進捗を管理するための提供区域を設定することになっています。

本市の提供区域は、5つの行政ブロック、南部、西部、中部、東部、北部で、参考資料①は市全体の状況を、参考資料②は提供区域ごとの状況を示しています。

それでは、参考資料①、市全体のシートをご覧ください。

資料左側上段の「【就学前児童数】」については減少傾向にございます。令和7年度は「26,081人」となりました。

地区別では、西部に「27.4%」、東部に「24.1%」と多くの児童がいます。

その下、「【保育需要数】」をご覧ください。

まず、市内の認可保育所や認定こども園、小規模・家庭的保育事業の入所児童数は増加しておりましたが、令和7年度は「13,409人」と、前年度から57人減少いたしました。

本市の待機児童数については、緑色のグラフのとおりです。各年度の右側のグラフで示す、「国基準の待機児童数」は、令和5年度に「9人」まで減少いたしましたが、令和6年度には「24人」、令和7年度は「34人」となり、また、「市基準の待機児童数」は、令和6年度「373人」から令和7年度「666人」に増加しております。

左下の保育需要数のグラフをご覧ください。これは「入所児童数」と「市基準の待機児童数」を合わせたものです。「保育需要数」は、令和7年度「14,075人」で増加傾向にあり、就学前児童数に占める保育需要数の割合である保育需要率についても、全ての年齢層で増加傾向にあります。

続きまして、資料右側の上段「【待機児童数（施設所在地区別）】」は各提供区域別の市

基準と国基準の待機児童数をグラフ化したものです。

次に、中段「【施設の整備状況】」のところの上から2つ目の表「令和6年度における保育所等の整備状況」をご覧ください。

令和6年度は、小規模保育事業所を西部地区、中部地区にそれぞれ1施設、東部地区に3施設開設し、保育の受け皿である3号の認可定員は84名分整備されました。

続きまして、参考資料②をご覧ください。

まず1枚目、南部地域のシートをご覧ください。

船橋駅を中心とした地域です。資料左下、赤色のグラフ「保育需要数」は、令和6年度「3,418人」から令和7年度「3,499人」に増加しています。

また、緑のグラフ「待機児童数」は、市基準の待機児童数が令和6年度「57人」から令和7年度「156人」に増加しています。

1枚めくっていただいて、西部地域のシートをご覧ください

こちらは、乗り換え駅である西船橋駅があり、多くの鉄道路線・駅のある地域です。

資料左下、赤色のグラフ「保育需要数」は、令和6年度「3,692人」から令和7年度「3,746人」と、増加傾向にあります。

また、緑のグラフ「待機児童数」は、市基準の待機児童数が令和6年度「119人」から令和7年度「197人」に増加しています。

続いて、もう1枚めくってください。中部地域でございます。

こちらは、鉄道路線・駅がほとんどない地域です。

資料左下、赤色のグラフ「保育需要数」は、令和6年度「1,785人」から令和7年度「1,807人」と、増加しています。

また、緑のグラフ「待機児童数」について、市基準の待機児童数が前年度「39人」から「79人」に増加しています。

続いて、もう1枚めくっていただいて、東部地域のシートをご覧ください。

こちらは、津田沼駅が近く、乗り換え駅である北習志野駅のある地域で、資料左下、赤色のグラフ「保育需要数」は、令和6年度「3,331人」から令和7年度「3,399人」と、増加しています。

また、緑のグラフ「待機児童数」について、市基準の待機児童数が前年度「123人」から「165人」に増加しております。

最後に、もう1枚めくっていただいて、北部地域のシートをご覧ください。

こちらは、鉄道路線・駅が少ない地域です。

資料左下、赤色のグラフ「保育需要数」は、令和6年度「1,605人」から令和7年度「1,619人」と、増加しています。

また、緑のグラフ「待機児童数」について、市基準の待機児童数が前年度「27人」から「64人」に増加しています。

参考資料①②の説明は以上となります。

議題２「第２期及び第３期船橋市子ども・子育て支援事業計画等の実績について」のこども政策課からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○上村会長

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手にてお願いします。

オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手上げ機能にてお知らせください。

はい。それでは大石委員お願いします。

○大石委員

大石と申します。

私、会議への出席が初めてで、資料の見方とかが分かっていない部分で、説明されたところを質問してしまったら申し訳ないのですが、参考資料①のところで、私が知りたいなと思ったのは、「【保育需要数】」の「待機児童数の推移」というのがありまして、私がびっくりしたのが、令和６年の時は１、２歳の市基準の待機児童が３００人くらいだったのですけれども、これが令和７年度になったら急に増えているのですが、この増加は何か予想ができたのでしょうか。また、その増えた原因がどんな原因なのか知りたいと思ひまして質問させていただきました。

○上村会長

ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

○保育入園課長

保育入園課です。

保育所の直近の待機児童数の状況についてのご質問なのですけれども、こども政策課からも概要の説明があったとおり、対象年齢の０～５歳の人口が減少傾向にあるのですが、対象人口に対する保育所の申し込み児童数の割合、説明では保育の需要率ということで説明させてもらっていますけれども、この保育の需要率が最近共働き世帯の増加等により、年々上昇しております。

この参考資料のところにも、需要率の記載があるとおり、令和３年度から令和７年度にかけて需要率が１０％程度上がっている状況にございます。特に１歳児の待機児童数が増えてきている状況にございます。

この需要率の増加により、昨年から申請者数が３００人程度増えている状況です。

増えた中で、入所を承諾できる人の数も一定程度増えてはいるのですけれども、入所不承諾の人の数が２５０人くらい昨年から増えてしまっています。これが最も待機児童数が増えた大きな要因となっております。

特に市基準の待機児童数が増えている状況なのですけれども、国基準の待機児童数、

市基準の待機児童数の出し方なのですが、国基準の待機児童数については、国が定めた「保育所等利用待機児童数調査要領」に従って、数値を算出することになっております。その中で、国基準の待機児童数については、特定の保育所等を希望する人を除いて最終的に数値を求めますが、例えば1園しか希望していない人や、自宅の周辺に利用可能な施設があるけれども特定の保育所のみを希望している人というのが割合として昨年に比べるとかなり多い状況にございました。よって、国基準の待機児童数は昨年から大きくは増えていないのですが、その減算する手前の市基準の待機児童数については、保育需要の増加で申請数が増えたことによって数が多くなっているという状況でございます。

説明は以上です。

○上村会長

ありがとうございました。

大石委員いかがでしょうか。

○大石委員

ありがとうございます。

○上村会長

ありがとうございました。

他にご意見等も含めまして質問はございますか。

ご意見等がないようであれば、これでよろしいでしょうか。

(3) (仮称) 船橋市こども計画の策定について

○上村会長

それでは続きまして議題の3点目「(仮称) 船橋市こども計画の策定について」となります。

こども政策課よりご説明をよろしくお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課です。

それでは、議題3「(仮称) 船橋市こども計画の策定について」こども政策課よりご説明させていただきます。

資料は、資料2-1、2-2になります。

また、本日机上に置かせていただきました「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の冊子もご用意ください。

「(仮称) 船橋市こども計画」については、今年度策定予定です。

今回は、策定の方針と、庁内で作成した基本理念、基本方針を中心に計画の構成案を説明いたします。

それでは、資料2-1の1ページ目をご覧ください。

計画策定の経緯です。本市においては、こども基本法で定める市町村こども計画を2段階で策定するものとなりました。

第1段階として、令和6年度に「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を策定しました。以降「第3期計画等」と申し上げます。

今年度は第2段階として、昨年度策定した「第3期計画等」を拡充し、こども・若者、子育て家庭への支援の一層の推進を図るための一体的な計画として「(仮称) 船橋市こども計画」を策定いたします。

2ページをご覧ください。

計画の法的位置づけです。令和5年度に、こども施策を総合的に推進するため、基本的な方針、重要事項を定めるものとして、こども大綱が閣議決定されました。

中段に記載のこども基本法にて、「市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとする」とされており、今年度策定する計画につきましては、こちらに基づく市町村こども計画として位置づけます。

3ページ目をご覧ください。

計画の名称と策定の方針をイメージ図にしており、左側が現行の計画で、右側が今年度策定する計画です。

計画の名称ですが、市町村こども計画はこども基本法に基づく計画であり、名称も法に合わせて、「船橋市こども計画」とすることを事務局の案としました。

「船橋市こども計画」の策定の方針ですが、新たな要素を盛り込みつつ、現行計画の内容を整理して再掲します。これにより、冊子を新たに作成いたしますが、市の方針の全体像はこども計画を見れば分かるようにしたいと考えています。

こども計画に新たに位置づける事業は、こども大綱で重視されているこども・若者からの意見聴取に係る取り組みや、子ども・若者育成支援推進法に基づく若者支援などを想定しています。

また、現行計画の第5章「教育・保育等の量の見込みと確保方策」については、詳細な数値目標であるため、こども計画には掲載せず、現行計画を参照する形といたします。

4ページをご覧ください。

計画の策定体制です。

左側に記載のとおり、庁内において、関係各課の課長を構成員とする策定委員会、その下に具体的な作業を行う策定部会を設置し、計画原案を作成してまいります。

作成した計画の原案については、子ども・子育て会議にてご説明いたしまして、いただいた意見を踏まえ必要な修正を行い、最後にパブリック・コメントを経て計画を策定する、という流れになります。

5 ページをご覧ください。

今後のおおまかなスケジュールでございます。

上段に記載がありますとおり、子ども・子育て会議の開催が例年よりも多く、4回を予定しております。

計4回の会議にて計画の内容にご意見をいただき、2月の会議ではパブリック・コメントの結果を報告、年度末に計画策定という流れを想定しております。

続きまして、資料2-2をご覧ください。

こちらは、実際の計画のイメージです。

こちらを用いて計画の構成案についてポイントを絞って説明するとともに、新たに作成いたしました基本理念、基本方針の案について、ご意見等をいただきたいと考えております。

1 ページをご覧ください。ここから8 ページまでが第1章「計画の策定にあたって」です。

2 ページをご覧ください。

こちらには計画策定の背景と趣旨を記載しており、少子化が進行し、こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境には様々な課題がある中で、こども大綱が閣議決定された流れを示しています。

2 ページの一番下に、これを受けまして、本市では「第3期計画等」を拡充し、こども計画を策定することを示しています。

6 ページをご覧ください。

現行計画に掲載のない要素として、新たにSDGsとの関係を記載します。

7 ページをご覧ください。

計画体系における位置づけです。

本市の各計画とこども計画の関係性を記載しています。

本計画は、「船橋市総合計画」を最上位計画とするとともに、福祉分野の上位計画として位置づけられている「地域福祉計画」や、「障害者施策に関する計画」など、関連する個別計画と調和を保ち策定するものとなっております。

また、本計画は「第3期計画等」を一部参照しつつ、その内容を含むことを示しています。

8 ページをご覧ください。

計画の対象を記載しており、本計画においては、こども・若者の範囲を「原則として0歳から概ね30歳未満まで」としています。

続いて9 ページをご覧ください。

ここから 17 ページまでは第 2 章「こども・若者・子育て家庭を取り巻く状況」であり、船橋市の状況を示す基本的な情報をグラフにして掲載しています。

例として、14 ページをご覧ください。

こちらには、少子化の現状を示すものとして、合計特殊出生率のグラフを掲載しており、全国、千葉県、船橋市の全てで減少傾向にあることが分かります。

16 ページをご覧ください。

こちらには、昨年度実施いたしましたこども・若者意識調査の結果を抜粋して掲載しております。

上段の現在の幸福感については、「どちらかといえばそう思う」が最大となっています。

続いて 19 ページをご覧ください。

ここから 23 ページまでは第 3 章「計画の基本的な考え方」です。

21 ページをご覧ください。

こちらは、事務局にて作成した基本理念の案です。ここで、本日机上に置かせていただきました現行計画の冊子の 21 ページを開いていただき、資料 2-2 と並べていただけますでしょうか。

資料 2-2 の中で、赤字になっている部分が、今回追記・修正を行った箇所になりますので、見比べながらお聞きください。

それでは説明に戻ります。

基本理念の作成にあたっては、こども計画は現行計画の内容を含むものであるため、骨格部分を大きく変更するのではなく、範囲を拡大するイメージで作成しました。

国のガイドラインで示されているこども計画の役割が「こどもまんなか社会の実現」であること、千葉県こども計画の基本理念が「みんなで支え合い 全てのこども・若者の可能性を広げる 千葉」であることを踏まえて、事務局案を作成しました。

基本理念の事務局案は「『全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が輝くまち・ふなばし』をめざして」としました。

現行計画と比べて、「全て」や「若者」が新たに追記されており、計画の対象範囲を広げています。

説明文についても、こども・若者を権利の主体として尊重するというこども基本法の趣旨に沿ったものにしつつ、これまでの子育て家庭への支援についても変わらず続けていくものとしています。

5 行目に「全てのこども・若者が心豊かに育ち、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちをめざします」とありますが、こちらは、こども計画の目的である「こどもまんなか社会の実現」を文章で表したものであり、国のこども大綱を勘案して作成した箇所でございます。

また、6 行目から「こども・若者は社会の一員であり、まちの未来の担い手です。その未来が輝くものであるためには、今を生きるこども・若者一人ひとりの権利が等しく尊重されながら」と記載しており、こども・若者を個人として尊重し、権利の主体であることを示しています。

続いて、資料２－２と現行計画ともに１ページめくっていただき、２２ページをご覧ください。

基本理念の変更により、基本方針も現行計画から大きく２点変更しています。

１点目は、基本方針１「こども」を「こども・若者」としています。

現行計画の基本方針１の点線で示されている説明をご覧くださいますと、３行目に「教育・保育が受けられる環境を整備する」とあり、限定的な内容となっております。

資料２－２をご覧くださいますと、「権利が等しく尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることのできる環境を整備する」としており、幅広い意味を持たせた内容にいたしました。

２点目は、基本方針３において、こども・若者の社会参画について言及するものとなりました。

現行計画の基本方針３の点線で示されている説明欄の下から３行目をご覧くださいますと、「こどもが安心して生活し、健やかに育つことのできる環境づくりを進めます」とあり、こどもを支援していく、という印象が強いものとなっております。

これに対して、資料２－２をご覧くださいますと、こども計画においてはこども・若者を権利の主体として尊重することがポイントになるため、「自分らしく生き生きと生活し」という表現を用いることといたしました。

２５ページをご覧ください。

ここから、第４章「施策の展開」として、各基本施策を説明予定として記載させていただいております。こちらについては、現行計画をベースに新規事業の追加等を行い、庁内策定委員会にて案を作成し、１０月の子ども・子育て会議にてご意見をいただきたいと考えております。

また、２９ページ以降も便宜上掲載しておりますが、これらの詳細についても現在作成中でございます。基本施策等の掲載と合わせて整え、１０月以降の会議にてお示しさせていただきたいと考えております。

議題３の説明は以上です。

○上村会長

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手にて、オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手上げ機能にてお知らせください。

いかがでしょうか。お願いいたします。

○小出委員

社会福祉協議会の小出です。

計画の策定にあたりまして、アンケートを行ったりと丁寧に進めているのだなということを感じました。

しかしながら、このアンケートを見ますと、市としての課題は何かというのが見えて

こないというのが気になってきます。

また、今回は若者ということで入ってきているのですけれども、そうしますと小・中・高校生ですといじめの問題ですとか、それ以上の若者ということになりますと、ひきこもり問題ですとか、そういった新たなものもあるのではないかと考えております。

そうしますと、そういったものが第3章で、今後だと思えるのですけれども基本施策にどう反映されていくのかすごく気になります。この点についてはどういったお考えなのかお聞かせいただければと思います。

○上村会長

ありがとうございます。

お答えをお願いします。

○こども政策課長

こども政策課です。

アンケートの集計結果につきましては、現在分析中です。そこから見えました現状と課題につきまして、それを整理し、施策の方向性を整え、関係各課と調整し、今後、基本施策と第4章の施策の展開の部分でどう掲載するか考えております。

10月に予定をしております子ども・子育て会議にて、整えた案として子ども・子育て会議委員の皆さんからご意見を頂戴したいと考えております。

○上村会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

お願いいたします。

○田中委員

田中です。

小出委員と同じような質問ですけれども、若者というワードが入ってきて、今まで子ども・子育てというカテゴリで我々討議をしてきたのですけれども、29歳までの若者の施策も入ってくるということで、いったいどのような、膨大な施策が出てくるのかなと楽しみでもあります。市の方は大変だと思いますけれども。

会議の討議内容とかも今後随分様変わりしてくるのかなという気もするのですが、特にどこがメインということもないと思うのですけれども。

小出委員と似たような話になりますけれども、若者に関してどのような施策が出てくる可能性があるのか、概略がもし分かれば教えていただければと思います。

○上村会長

ありがとうございます。

では、よろしく願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課です。

現在、先ほど申し上げたとおりアンケートから現状と課題の分析というところで、整理をさせていただいている段階ですが、例えばこども・若者の意見聴取の取り組みなどを考えております。ただ、関係課等との調整があり、何よりも、計画の方向性と合致した、同じ方向を向いていかなければならないと考えておりますので、その辺りを調整いたしまして、先ほどの回答と同じような形になってしまうのですが、10月以降の会議で皆様にご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田中委員

ありがとうございます。

○上村会長

よろしいでしょうか。

切れ目のないということですよ。今まで子ども・子育てで18歳未満の子に限られてきたところを、29歳以降くらいまで拡大をして切れ目のない中でこどもの育ちを社会全体で支えていくということをしっかり取り入れていただくということですよ。

期待してお待ちいただければと思います。よろしいでしょうか。

他にご質問・ご意見ございますか。松崎委員お願いいたします。

○松崎委員

松崎です。

一点ご質問なのですが、資料2-2の8ページ、調査対象がここでは満15歳から39歳になっておりますけれども、こちらの13ページになりますと、こども・若者が12歳から29歳までとなっております。30歳から39歳までの方はなぜこのアンケートの対象になったのか、もしくは、39歳までが若者になるのか、教えていただければと思います。

○上村会長

よろしくお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課です。

この計画の対象年齢のご説明をいたします。8ページにございます、原則として0歳から30歳未満までといたしました。これは、こども大綱にこどもに関しての定義が概ね0歳から30歳未満ということで記載されております。ただし、ポスト青年期、例えば40歳未満ですとか、そういったところまでも事業によっては対象になり得ると考えております。

ライフステージに応じた切れ目のない支援を考えておりますので、そういったことで計画の対象年齢を原則0歳～30歳としておりますが、アンケート調査は40歳未満まで対象にさせていただいております。

○上村会長

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

その他、ご質問・ご意見等はございますか。

生田委員お願いいたします。

○生田委員

生田でございます。

そもそのことでお伺いしたいと思ひまして、船橋市は徐々に流入人口が増えているという話を聞いておりますけれども、こどもの人口がどんどん減っていくというのは先ほどお話がありましたとおりなのですが、少子化に向けた、あるいは、お子さんを増やす、いわゆる出産・育児をしていただくという、基本的な文言といいますか、お子さんを増やすといった言葉はどこかに入ってくるのか、あるいは、読んでいると分かってくるのでしょうか。子育てしやすい、喜びを感じる環境、船橋市について若者の意見をとということで、そうすればこどもは増えるということであるのか。データを見ますと、婚姻率も下がっていますし、人口も下がっていくという中で、それを盛り上げるための計画というのがこのあたり具体的に入るのかどうなのかというところで、基本的なところで申し訳ございませんが、お聞きします。お願いいたします。

○上村会長

ありがとうございます。

ご回答をお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課です。

こども計画に関してはこども大綱を勘案して策定するものとしております。その中で、こども大綱については、資料2-1の2ページ「法的位置づけ」のこども大綱の中に、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ「こども大綱」として一元化されたものです。

このこども大綱を勘案して今回こども計画を作ることになります。少子化対策等の具体的な事業が入るかというところについては、ライフステージ別、切れ目のない支援等を行い、最終的にウェルビーイングという言葉もございますが、そこを目指していく中で、結果として少子化対策等につながる可能性もあります。ただ現段階で、それを指しての具体的な事業が入ってくるかどうかについては、アンケート結果であったり、関係各課との調整であったり、そういったところで検討をしていきたいと考えております。

○上村会長

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

その他、質問等はございますか。

○佐藤副会長

佐藤です。

ご説明ありがとうございました。これから具体的な施策の中身を詰めていっていただくところだと思うのですが、基本施策のこども・若者のところで、これまでの基本施策の中でも量の拡大というところを重点的にやってきたかと思うのですが、こども家庭庁の方でも量から質へというようなところで、基本的な転換が図られたところかと思うのですが、具体的に基本施策の中で、質に関する保育や質に関する教育に関する事というものがどこかで盛り込まれることがありますか、という希望を含めて、もし見込みがあればお答えいただければと思います。

○上村会長

ありがとうございます。

それではご回答をよろしくお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課です。

質に関しての記述には、まだアンケートから課題を分析中でございます。ですので、この場で盛り込みますとは言えない段階です。

ただ、関係課と調整いたしまして、現状の中で課題として考えるかどうか、検討していくかどうかというところで調整し、10月の会議等でご意見等をいただければと考えております。

○佐藤副会長

ぜひ、盛り込んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○上村会長

ありがとうございました。

その他、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。

○事務局

事務局です。オンライン参加の中原委員が手を挙げていらっしゃいます。

○上村会長

それでは中原委員よろしくお願いいたします。

○中原委員

中原です。

基本理念や方針として、しっかりと国の方針も盛り込んでご検討されている様子を

伺い、10月には具体的なご提案いただけるということですので、楽しみにいたしております。それまでのご検討のポイントとして、先ほどからもご意見が出ておりますけれども、今回、「こども・若者の一人ひとりの権利が等しく尊重される」ということが理念にも方針にもしっかりと記載されています。

この点に関して、今までの子ども・子育て支援事業計画では、ちょっと弱かった領域かなと思っております。他の自治体の例をあげますと、例えば、世田谷区では、2013年くらいに「こどもの権利をしっかり守る」ということに対応する機関が、区長と教育委員会の附属機関として設立されています。これが教育委員会の附属機関として設立されたということの意味は、とても大きかったと聞いています。公立私立を問わず、いじめをはじめとした、学校の中で起こるこどもの権利にかかわる問題に対して、きちっとした救済や支援の体制を組めるかというあたりが、今までの子ども・子育ての計画の中ではなかなか踏み込めなかった点であるかと思っております。

今回、理念と方針という柱の1つになっているところでもありますし、先ほども教育に関してのご意見も出ておりました。市として、教育委員会と市の関係部局がどのような話し合いをしながらこの計画をまとめていかれるのか、これは大変重要な点であると思いましたので、発言させていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○上村会長

ありがとうございました。

○こども政策課長

ご意見ありがとうございます。

今後、10月に向けて、基本理念にございます「こどもの権利が等しく尊重される」という部分に関しまして、例えばこどもの意見聴取等を考えておりますけれども、委員の教育委員会とどういった形で関係を結んでいくかという点に関しましては、今後まず事務局で考えまして、どういった形でやっていくか、計画の中に盛り込んでいくかということを検討していきたいと考えております。まだ関係課と調整する必要があるかと考えております。

○上村会長

ありがとうございました。

中原委員よろしいでしょうか。

○中原委員

よろしくお願いいたします。

○上村会長

ありがとうございました。

その他、ご意見等は大丈夫そうですかね。

では、以上で次の議題へ移りたいと思います。

(4) 要保護児童等を発見した際の通告等対応について

○上村会長

続いて、議題の4点目「要保護児童等を発見した際の通告等対応について」です。
児童相談所開設準備課よりご説明をよろしくお願いいたします。

○児童相談所開設準備課長

児童相談所開設準備課長の横山です。よろしくお願いいたします。

議題等4の「要保護児童等を発見した際の通告等対応について」ですけれども、こちらにつきましては、ご報告ということでさせていただきたいと思います。

令和7年2月に令和6年度第5回船橋市子ども・子育て会議におきまして、田中委員より幼稚園等の施設から家庭児童相談室、児童相談所に連絡をする方法を知らせてほしいといったご意見をいただいたところでございます。

そのご意見を踏まえまして、今年度に入りまして通知をお出ししたので、ご報告をさせていただきます。

資料の3をご覧くださいませでしょうか。こちらは4月23日付にて、通知を出させていただいております。市内の学校、保育園、幼稚園等に通知をさせていただいております。

通知の内容といたしましては、家庭児童相談室や市川児童相談所船橋支所、児童相談所虐待対応ダイヤル、警察署等、虐待を受けたと思われる児童を発見した際の通告先の電話番号を案内させていただいております。また、それとともに、船橋市子ども虐待対応マニュアル等を共有させていただいたところです。

来年度、7月に児童相談所の開設を予定してございまして、その際にまた体制が変わるということもございますので、準備ができましたら改めて通知させていただきたいと考えております。今後よろしくお願いいたします。

児童相談所開設準備課からの報告は以上となります。

○上村会長

ありがとうございました。

それでは、ご意見・ご質問等ございましたら、会場の方は挙手で、オンライン参加の方はカメラに向かって挙手をしていただくか、手上げ機能にてお知らせいただければと思います。

いかがでしょうか。

それではご質問・ご意見等がないようですので、こちらでよろしいでしょうか。

3. 閉会

○上村会長

本日の議題は以上となります。ありがとうございました。

事務局からの連絡事項等はございますか。

○事務局（こども政策課長補佐）

ご審議ありがとうございました。

本日机上に置かせていただきました第3期子ども・子育て支援事業計画等の冊子については、事務局にて回収させていただきますので、机上に置いたまま、お帰りくださいますようお願い申し上げます。

令和5年9月1日に子ども・子育て会議の委員として委嘱させていただきましたから、今月末をもちまして2年間の任期が終了することになります。この間、8回にわたり会議が開催されました。委員の皆様には活発なご議論をいただき、また貴重なご意見を頂戴しましたことを厚く御礼申し上げます。

皆様には、今後とも船橋市の子ども・子育てについてご指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今後の子ども・子育て会議につきましては、9月に次期委員の方の委嘱を行いました後、10月頃に開催を予定しております。また、11月にも開催を予定しており、短い期間で2回の開催となりますのでよろしくお願いいたします。

開催通知及び出欠席については、後日、事務局よりご連絡いたしますので、その際にご予定くださいますようお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○上村会長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。